

○ 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（特定目的会社名簿への登録事項）</p> <p>第二十三条の二 法第八条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 第六条各号に掲げる事項</p> <p>二 会計参与設置会社であるときは、その旨並びに会計参与の氏名又は名称及び住所</p> <p>（特定目的会社名簿の縦覧）</p> <p>第二十四条 特定目的会社の業務開始届出書を受理した管轄財務局長（第二十八条第一項の規定により同項に規定する書類の送付があったときは、当該送付を受けた財務局長又は福岡財務支局長）は、当該特定目的会社に係る特定目的会社名簿（次条に定める部分を除く。）を、当該特定目的会社の主たる営業所の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。</p>	<p>〔条を加える。〕</p> <p>（特定目的会社名簿の縦覧）</p> <p>第二十四条 特定目的会社の業務開始届出書を受理した管轄財務局長（第二十八条第一項の規定により同項に規定する書類の送付があったときは、当該送付を受けた財務局長又は福岡財務支局長）は、当該特定目的会社に係る特定目的会社名簿を、当該特定目的会社の主たる営業所の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。</p>

<p>(個人の権利利益を害するおそれがあるもの)</p> <p>第二十五条 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める部分は、次に掲げる部分とする。</p> <p>一 法第四条第二項第三号に掲げる事項のうち取締役及び監査役の住所並びに重要使用人の住所に係る部分</p> <p>二 第六条第一号に掲げる事項のうち特定社員(個人に限る。)の住所に係る部分</p> <p>三 第二十三条の二第二号に掲げる事項のうち会計参与(個人に限る。)の住所に係る部分</p>	<p>(特定目的会社名簿への記載事項)</p> <p>第二十五条 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 第六条各号に掲げる事項</p> <p>二 会計参与設置会社であるときは、その旨並びに会計参与の氏名又は名称及び住所</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	